

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	西邑楽水質浄化センター
所在地	邑楽郡千代田町舞木字中里1200-1番地
所管部局・課	県土整備部 下水環境課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

下水道法第25条の2、群馬県流域下水道条例

2 施設の役割

(1) 設置目的 〔下水の適正な処理による公共用水域の水質保全〕 4市町の下水処理を広域的に行う目的で設置され、平成12年4月に供用開始した。 (2) 設置当初の状況 県知事と関係市町長とで下水道建設に関する覚書を締結し、それに基づき建設を進めている。 維持管理費の負担に関する覚書を県及び関係市町村間で締結した。 下水道をとりまく問題について審議するため、県知事及び関係市町長による連絡協議会を設置した。 (3) 施設を取り巻く現状 地方自治体の厳しい財政状況において下水道事業のコスト縮減を図るため、下水道の維持修繕等について包括的な民間委託を推進する旨の閣議決定がなされた(平成15年)。 県においては、行政システム大綱「公社・事業団改革」による下水道公社の廃止が決定され、それに合わせて平成20年度から流域下水道の維持管理に包括的民間委託を導入した。 西邑楽水質浄化センターは、全体計画のうち2/4の施設が供用開始されている。今後の流入量増加の見込みに基づき、施設の増設の検討を進めていく。
--

3 施設の概要

設置年月日	平成12年4月 供用開始
敷地面積(所有者)	西邑楽水質浄化センター及びポンプ場 9.7ヘクタール(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	西邑楽水質浄化センター及びポンプ場(8,985平方メートル)
建設費	26,934百万円(令和4年度まで)

4 施設における実施事業

下水処理 現有施設水処理能力 19,200立方メートル/日最大 (令和5年度末処理人口 39,036人)

5 管理運営コストの状況

施設の管理運営に係る収支 ※施設の管理運営に係る県の歳入・歳出を記載 (千円)							
区 分	5年度(決算額)	4年度(決算額)	3年度(決算額)	2年度(決算額)	元年度(決算額)	H30年度(決算額)	H29年度(決算額)
歳 入(①)	851,099	876,051	956,153	965,240	340,664	328,214	309,103
関係自治体からの負担金他	851,099	876,051	956,153	965,240	340,664	328,214	309,103
うち営業収益	367,494	364,462	329,835	328,037	0	0	0
うち営業外収益	483,254	511,589	622,503	637,203	0	0	0
うち特別利益	351	0	3,815	0	0	0	0
歳 出(②)	869,686	875,017	949,137	961,200	307,053	317,439	296,607
職員	31,134	41,678	36,114	46,702	34,912	35,383	34,341
消耗品費	445	353	350	366	283	352	379
修繕費	25,229	21,849	14,779	36,305	24,100	30,250	10,599
委託費	340,568	318,138	278,735	263,490	246,242	249,181	248,522
手数料	1,415	3,245	3,597	3,023	1,516	2,273	2,766
工事請負費	0	0	0	0	0	0	0
その他	470,895	489,754	615,562	611,314	0	0	0

歳入・歳出の差額(①－②)	-18,587	1,034	7,016	4,040	33,611	10,775	12,496
歳入・歳出の主な増減理由	・令和2年度以降、地方公営企業法の一部を財務適用したため。 ・令和5年度は、電気料高騰による委託料の増加のため。						

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
常勤職員	3	4	4	4	4	4	4
非常勤職員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	3	4	4	4	4	4	4

7 施設利用の状況
年度別の処理量

区 分	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
下水処理量(立方メートル/年)	3,821,042	4,043,590	3,527,192	3,673,418	3,680,993	3,142,042	3,329,345

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区 分	内 容
施設の必要性	・公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全という下水道法の目的や、広域的に効率的な汚水処理を行う観点から、流域下水道の施設の設置及びその運営が必要である。 ・下水道法第25条の22の規定により、流域下水道の設置、維持その他の管理は都道府県が行うと規定されている。
指定管理者制度	・下水道公社解散にともない、平成20年度より包括的民間委託を導入している。 ・下水処理場等の維持管理における包括的民間委託とは、下水処理サービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための方式であり、①性能発注方式であること(当県では、入札業者の技術力と価格を総合的に判断する、「条件付一般競争入札の総合評価落札方式」により委託業者を選定。)に加え、②複数年契約であること(本県では3カ年契約)を基本的な要素とする。 ・包括的民間委託の導入により、管理運営コストの削減にも寄与している。
業務等の見直し	・コスト削減の一環として平成20年度から包括的民間委託を導入し、運転管理の大部分を包括的民間委託しており、この導入により、一定の業務コストを削減可能としている。 ・契約期間終了後に実施する、学識経験者等により構成する群馬県流域下水道維持管理包括委託評価委員会からも、人件費などは確実に減少しており、良好な水質が保たれているなど、包括委託を継続すべきとの評価を受けている。 ・設備等の点検や修繕についても、効率的・効果的に行えるようストックマネジメント計画を定め、ライフサイクルコストを縮減している。 ・人口減少による料金収入の減少等から、経営環境の厳しさが増す懸念があることから、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、安定的に住民サービスを提供し続けるため、令和2年度より流域下水道事業に公営企業会計を適用している。 ・業務の効率化や迅速な危機管理対応を目的として、各水質浄化センターの流入量など主要なデータをスマートフォンやタブレットで遠隔監視できるシステムの設置工事に着手するなどDX技術を活用する予定である。
施設運営に当たった課題	・下水道は、生活に密着して24時間安全確実に処理を継続することが最重点課題である。稼働をストップできないライフラインであるため、令和元年度の東日本台風のような豪雨や大規模地震等の非常時における危機管理が重要なポイントである。 ・また、処理施設や流域幹線網の管理・整備現場における安全管理の徹底等、水質事故や安全対策にも、迅速な対応が求められる。 ・現行の耐震基準を一部満たさない施設のほか、標準耐用年数を超えた設備の老朽化も進行しているため、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に耐震化及び改築更新を行う必要がある。 ・処理施設は、下水を安全な水に浄化させる大きなプラントであり、上記のような課題に対応するためには、土木、建築、電気、機械、水質などの各専門分野の高度な技術、経験が必要である。